

みなかみ町通学路交通安全プログラム  
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年 1月

みなかみ町通学路安全推進会議

## 1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年6月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「みなかみ町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が協議して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、平成24年度に発足した「みなかみ町通学路交通安全対策会議」を前身として、以下をメンバーとする「みなかみ町通学路安全推進会議(以下「推進会議」という。)」に名称を改め、継続設置します。

推進会議では、「小・中学校が実施する通学路点検の結果」「道路管理者の対策実施状況」「警察の道路規制、信号機等の設置計画」などの情報を定期的に変換・協議し、また、必要に応じて合同点検を行うなど、三者が主体となり、本プログラムに沿って通学路の安全対策を着実に実施していきます。

なお、本プログラムは、推進会議で議論し、策定しました。

### 1) 構成機関等

- (1) 群馬県沼田警察署
- (2) 国土交通省高崎河川国道事務所沼田維持修繕出張所
- (3) 群馬県沼田土木事務所
- (4) みなかみ町公立学校校長会
- (5) みなかみ町公立学校教頭会
- (6) みなかみ町PTA連合会
- (7) みなかみ町総務課
- (8) みなかみ町地域整備課
- (9) みなかみ町教育委員会事務局

- 2) 推進会議は、構成機関の長又は実務担当者等で組織する。
- 3) 推進会議の事務局は、みなかみ町教育委員会事務局に置く。
- 4) 推進会議は、必要に応じて、教育委員会事務局が招集する。

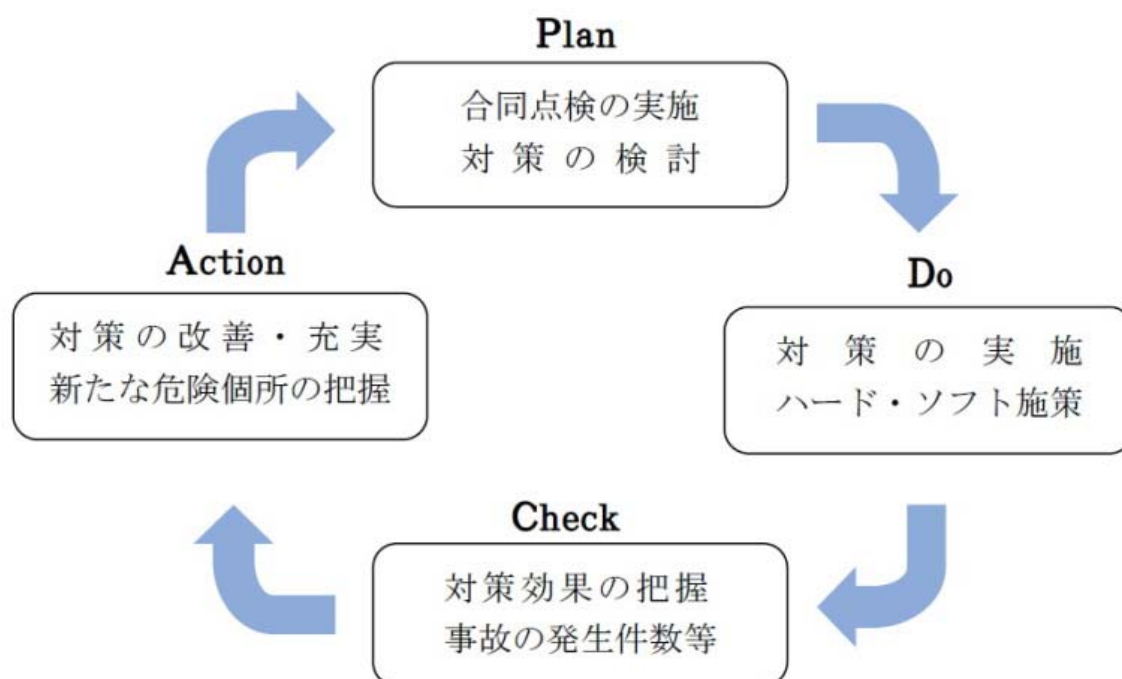
### 3. 取組方針

#### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

#### 【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



#### (2) 定期的な合同点検

##### ○合同点検の実施時期等

町内全域を2年に1回、合同点検を実施します。実施時期は夏休み前を目途に行います。

効率的・効果的に合同点検を行うために、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

##### ○合同点検の体制

町内全域を、学校、保護者、道路管理者、警察等が参加する合同点検を行います。

### (3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

### (4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

### (5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、

- ・地域住民へのアンケートの実施
- ・車両と歩行者の離隔を測定

など対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

### (6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

## 4. 箇所図、箇所一覧表の公表

小・中学校ごとの点検結果や対策内容については、構成機関等が認識を共有するために、小・中学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。